

随意契約理由書

発注案件名	船堀ワークプラザ (第五トヨダビル) 建物賃貸借契約		要求部署名	総務部会計課
発注(契約)内容	第五トヨダビル(6階)事務室賃貸借契約			
発注(契約)案件の要求理由	船堀ワークプラザの事務室として、当該施設運営上必要なため			
契約金額	¥6,257,820	契約年月日	平成29年4月3日	
契約業者名及び住所	株式会社丸富不動産(東京都文京区千駄木二丁目11番16号1302)			
随意契約の理由	第五トヨダビルの賃貸借契約にあたり、株式会社丸富不動産が当該ビルのオーナーで唯一の契約相手であり、競争性が発生しないため。			
根拠法令	会計法第29条の3第4項及び予決令第102条の4第3号			
予定価格及び積算内訳	予定価格	¥6,257,820		
見積書徴取状況	1社(業者指定)			
その他特記事項				